

[資料編]

資料 1-① 里親の種類

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童、非行又は非行のおそれのある児童、障害のある児童	養子縁組により養子とすることを希望する要保護児童	要保護児童のうち、当該親族里親に扶養義務のある児童、児童の両親その他監護する者が死亡等により養育が期待できない児童

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 1-② 児童養護施設数、定員数、在籍数及び充足率（各年度末時点）

年度	施設数	定員数 (A)	在籍数 (B)	充足率 (B/A)
平成 20 年度	567	34,295 人	30,476 人	88.9%
21 年度	575	34,569 人	30,600 人	88.5%
22 年度	571	34,062 人	28,733 人	84.4%
23 年度	584	34,314 人	28,807 人	84.0%
24 年度	589	33,872 人	28,243 人	83.4%
25 年度	596	33,840 人	27,468 人	81.2%
26 年度	608	33,693 人	27,050 人	80.3%
27 年度	616	33,051 人	26,598 人	80.5%
28 年度	615	32,605 人	26,459 人	81.2%
29 年度	605	32,253 人	25,304 人	78.5%
30 年度	605	31,826 人	24,912 人	78.3%

(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、当省が作成した。

資料 1-③ 里親に委託されている児童数の推移（各年度末時点）

年度	里親の種類				計
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	
平成 21 年度	3,028 人	140 人	159 人	509 人	3,836 人
22 年度	2,940 人	170 人	175 人	531 人	3,816 人
23 年度	3,283 人	184 人	179 人	649 人	4,295 人
24 年度	3,498 人	197 人	213 人	670 人	4,578 人
25 年度	3,526 人	209 人	227 人	674 人	4,636 人
26 年度	3,599 人	206 人	224 人	702 人	4,731 人
27 年度	3,824 人	215 人	222 人	712 人	4,973 人
28 年度	3,943 人	202 人	301 人	744 人	5,190 人
29 年度	4,134 人	221 人	299 人	770 人	5,424 人
30 年度	4,235 人	223 人	321 人	777 人	5,556 人

(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、当省が作成した。

資料 2-① 「一時保護ガイドラインについて」(平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知) <一時保護の期間等に係る記載部分の抜粋>

II 一時保護の目的と性格

2 一時保護の在り方

(2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不相当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 28 条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を 2 週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を

行う。

(中略)

3 子どもの権利擁護

(2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども（一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和25年7月31日付け児発第505号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和24年6月15日付け発児第72号厚生事務次官通知）による。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

(注) 下線は当省が付した。

資料2-② 「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）＜親権者等の同意に係る記載の抜粋＞

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取

2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について

(1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（令第32条）

ア 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき

イ 都道府県知事が必要と認めるとき

(2) 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときは、児童相談所の援助方針会議を経て出された援助方針と、子どももしくは保護者の双方もしくはいずれかの意向が一致しない場合をさす。子ども等の意向と児童相談所の援助方針が異なる事例は、子どもの真のニーズの把握並びにこれに基づく親への代弁・説得・調整、強制的介入、司法機関等関係機関との調整等、より幅広い専門性が求められるとともに、判断の客観性がより強く求められるからである。

具体的な事例を例示すると下記のとおりである。

ア 保護者が子どもの監護を怠っている場合や親子浮浪の事例で、児童相談所としては子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、保護者、子どもの双方が、施設入所を拒んでいる場合

イ 親が行方不明等のため、子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が害されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合

ウ 触法・ぐ犯相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合

エ 法第 28 条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行うべきかどうか児童相談所としては判断しかねる場合

オ 子ども及び保護者の同意を得て施設入所措置を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引き取りを強く要求している場合

(3) 都道府県知事が必要と認める場合とは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のもので考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。

ア 児童相談所の援助方針と子ども又は保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐる、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

特に、児童福祉法第 28 条の規定に基づく措置の解除については、保護者に対する指導措置の効果や子どもの心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。このため、措置解除の客観性と専門性の向上の観点から、できる限り児童福祉審議会の意見聴取を行うよう努めること。また、児童相談所と子どもが入所している施設の意見が異なる場合なども意見聴取が必要である。

イ 保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、かつ子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握し難い場合

ウ 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、子どもは当該措置に同意の意を示しているが、子どもの最善の利益を確保する上で、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

エ 一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合

3 意向について

- (1) 「意思」が法的な意思形成能力に裏付けられた概念であるのに対し、「意向」は「意思とまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、子どもの最善の利益の観点から全ての子ども等の意向を、その年齢、成熟度等に応じて考慮することを基本とするものである。

従って、子どもの援助の決定に当たっては、子どもや保護者等に対し児童相談所の援助方針等について個々の年齢や理解力等に配慮しながら十分な説明を行い、その意向を把握するよう努める。

- (2) 意向の把握に当たっては、子どもや保護者等それぞれについて児童相談所の援助方針を承諾する場合は承諾書を、不承諾の場合はその理由を付した不承諾書を求めることを原則とするが、子ども等の年齢、その他の理由から承諾書・不承諾書により難しい場合は、児童相談所の説明方法や説明内容、これに対する子どもの反応等を克明に記録し、児童記録票綴に編綴しておく。

(中略)

第4章 援助

第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1 措置の決定等

- (3) 法第27条第4項の「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」とは、これらの者が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味であり、親権を行う者又は未成年後見人の承諾を得ない限り措置の決定ができないという意味ではない。しかし、できる限り承諾が得られるよう努める。

(注) 下線は当省が付した。

資料2-③ 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改正版)〈親権者等の同意に係る記載の抜粋〉

第7章 親子分離に関わる法的対応をどう進めるか

2. 家庭裁判所による子どもの里親等委託又は児童福祉施設等への入所の承認—いわゆる児童福祉法第28条手続

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置(児童福祉施設へ入所等の措置)を採ることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意に反することについて

- ① 施設入所等の措置は、一時保護と異なり、親権者等の意に反するときには採ることができないとされている。「親権者等の意に反する」とは、反対の意思が明らかであることを意味すると解されるから、親権者等の意思がはっきりしない場合は、施設入所等の措置を採っても差し支えない。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-④ 家庭裁判所への承認請求等件数（平成 30 年度）

区 分	件 数
請求件数	386 件
承認件数	278 件
却下件数	11 件
取下げ件数	72 件

(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、当省が作成した。

2 平成 30 年度中に実施した各件数であり、「請求件数」と「承認件数」、「却下件数」及び「取下げ件数」の合計値は一致しない。

資料 2-⑤ 「里親制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜都道府県外への措置に係る記載の抜粋＞

第 13 都道府県間の連絡

1 都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親のあっせんを依頼すること。

依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、里親への児童の委託を行うこと。

2 都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ましいこと。この場合、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。

3 都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。

4 1 から 3 までの場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。

5 1 から 3 までの場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。

6 指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡すること。

資料 3-(1)-① 「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発第 0309 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭局総務課長通知）＜不当に妨げる行為の具体例記載部分の抜粋＞

2 不当に妨げる行為の事例

「不当に妨げる行為」の事例としては次に掲げるものが想定される。児童福祉施設、里親等においてこれらへの該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助を行い、児童の福祉の観点から適切な対応をとる。

(1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が一時保護中、施設入所中又は里親等委託中の児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合には、「不当に妨げる行為」に該当する。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ・ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ・ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ・ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ・ 児童を強引に連れ去る行為
- ・ 児童相談所、施設等との同意の上で児童が外出・外泊したものの、約束に反して児童相談所、施設等に帰さない行為
- ・ 無断で又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず敷地内に立ち入る行為
- ・ 敷地内に立ち入り、児童相談所、施設等が退去を求めたにもかかわらず退去しない行為
- ・ 児童や職員等に対するつきまとい、児童や職員等が日常的に生活する場所や行き来する場所付近のはいかい、交通の妨害等の行為
- ・ 面会・通信の制限又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず児童と面会等を行う行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、繰り返しの電話、無言電話をかける行為、繰り返し郵便や F A X、メールを送りつける行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、児童に係る情報の提供を執拗に要求する行為
- ・ 児童に非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする行為（教唆する行為）
- ・ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ・ 騒音、振動を立てる行為
- ・ 落書きや破壊行為により関係施設等を汚損・破損する行為
- ・ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、インターネット上への掲載等をする行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、撮影や録音を行う行為

- ・ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ・ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対する上記ア及びイの行為
- ・ 第三者に上記ア及びイの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合には、その意向に沿うことを要求する行為は、「不当に妨げる行為」に該当する。

ここには、親権者等が児童の利益を考慮せず、親権者等自身の利益のみを目的としている場合のほか、親権者等としては児童の利益を考慮していると主張するものの、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合も含まれる。

また、「不当に妨げる行為」への該当性を判断するに当たっては、児童の意向を踏まえる必要があるが、その場合、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真に児童の意向であるかを見極める必要がある。他方で、児童の意向に沿った場合に、客観的に見て明らかに児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要がある。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ・ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ・ 施設等から自立する際、児童が拒否するにもかかわらず、児童が賃貸する住宅への同居を要求する行為や生活の世話を要求する行為
- ・ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ・ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず、又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ・ 児童の学校や職場に正当な理由なく、又は児童相談所、施設等との約束に反して無断で訪問、連絡をする行為
- ・ 児童が希望しており、適切と考えられる就職又はアルバイトについて、正当な理由なく、親権者等が同意せず、又は妨げる行為
- ・ 児童の意思に反して、親権者等が希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ・ 児童の就労先に対し、児童に支払うべき賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ・ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ・ 児童に必要とされる医療（医療機関（精神科を含む。）での診察、検査、治療（薬物療法、処置、手術等）など。入院によるものを含む。）を正当な理由なく受けさせない行為

(いわゆる医療ネグレクト。宗教的理由により受診を拒否する場合、通常は治療を要する傷病であるにもかかわらず、放置しても治ると主張して受診を拒否する場合などを含む。)

児童に必要とされる精神科医療(心療内科を含む。)を正当な理由なく受けさせない場合も含まれる。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であることに留意すること。

- ・ 児童に必要とされる予防接種や健康診査等の保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為。ただし、予防接種を行う場合には、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に基づく保護者の同意が必要であることに留意すること。
- ・ 児童に必要とされる療育等の福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳の申請を妨げる行為を含む。)

なお、医薬品の副作用や予防接種の副反応、検査や治療による後遺症を心配して拒否する場合には、不当に妨げることにならない可能性もあることから、医師の意見等を踏まえて不当な主張であるか判断するよう留意すること。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ・ 学校で通常行われている授業や行事について、正当な理由なく、出席や参加をさせない行為
- ・ 障害のある児童について、特別支援学校又は小中学校(特別支援学級を含む。)を就学先とすることを不服として、当該児童をいずれの学校にも就学させない行為

なお、障害のある児童については、障害の状態に照らし、教育学・医学・心理学等の専門家及び当該児童の保護者の意見を聴取した上で、特別支援学校又は小中学校を就学先とすることとされている。

- ・ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ・ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ・ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続や休学手続を行う行為
- ・ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる髪型、服装等とすることに對し、親権者等の好みのものですることを強いる行為
- ・ 児童に過剰の金銭又は物品を与える行為

(3) その他の場合

上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ・ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障が

ある場合

- ・ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

(中略)

4 「不当に妨げる行為」があった場合の対応

児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

しかしながら、「不当に妨げる行為」があった場合でも、できる限り親権者等の理解を得て監護措置をとることが望ましい。また、親権者等の理解が得られず、親権者等による「不当に妨げる行為」に苦慮し、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(1)-② 「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発第 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) <親権者等の同意が得られないため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合の対応方法に係る記載部分の抜粋>

2 児童相談所長及び施設長等の監護措置

児童相談所長は、一時保護中の児童について、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)のあるものであっても、監護に関しその児童の福祉のため必要な措置をとることができる(児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項)。

また、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親(以下「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等について、親権者等のあるものであってもこれらの措置をとることができる(同法第 47 条第 3 項)。

児童相談所長又は施設長等(以下「児童相談所長等」という。)は、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせない事案の場合も含め、これらの規定に基づく監護措置として児童に必要とされる医療を受けさせることができる。

しかしながら、児童に重大な影響がある医療行為を行うに当たり、上記の監護措置の権限においても、親権者等の同意がない場合や親権者等が反対しているため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合がある。このような場合には、事例に応じ、3 に掲げる各措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる。

3 対応方法

(1) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置

改正法により、新たに親権停止制度が設けられ、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に家庭裁判所が2年以内の期間を定め、親権を停止することができることとなった（民法第834条の2）。

また、親権喪失の原因がある場合でも、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権喪失の審判をすることができないとされた（同法第834条ただし書）。

このため、従来、親権喪失制度により対応していた医療ネグレクトの事案には、原則として親権停止の審判により対応することとなる。具体的には、児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

なお、当該医療ネグレクト以外にも児童への虐待行為が認められるなど、親権喪失の原因が2年以内に消滅する見込みのない場合には、当初から親権喪失審判を請求することもできるが、要件がより厳格となることに留意されたい。

一方、親権停止の要件は、従来の親権喪失とは異なることから、これまで親権喪失の要件を満たさなかった事案についても、家庭裁判所の判断により親権停止の対象となり得るため、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせない場合には、必要に応じ親権停止審判の請求を検討されたい。

また、同意入所等（施設入所等の措置であって、児童福祉法第28条の規定によるものを除く。）による措置児童について親権停止審判を請求する場合に、親権者が入所等への同意を撤回したときには、児童相談所長は、当該措置の解除及び一時保護をした上で対応することとなる。

(2) (1)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置

児童相談所長が親権停止の審判を請求した場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し、更に必要に応じて職務代行者を選任する審判前の保全処分を申し立てることができる（家事審判規則第74条）。家庭裁判所は、申立てにより、子の利益のため必要があるときは、親権者の職務の執行を停止し、また必要に応じて、その職務代行者を選任する。

職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

(3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときに親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

改正法により、児童相談所長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第33条の2第4項、同法第47条第5項）。

よって、生命・身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による

医療行為への同意を得られない場合（緊急に親権者等の意向を把握できない場合を含む。）には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

（注）下線は当省が付した。

資料 3-(1)-③ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）＜障害のある児童の就学先の決定に係る記載部分の抜粋＞

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

（中略）

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

（注）下線は当省が付した。

資料 3-(1)-④ 「親権者のいない未成年者等に係る旅券申請手続について」（平成 24 年 4 月 2 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、同省同局虐待防止対策室事務連絡）＜未成年者の旅券申請手続に係る記載部分の抜粋＞

旅券申請手続の概要

1. 原則

申請書に法定代理人（親権を行う者、未成年後見人）の署名が必要。

2. 親権者がいない場合（未成年後見人あり）

未成年後見人の署名を得て申請。

3. 親権者がいない場合（未成年後見人なし）※具体的申請事案が生じた場合は旅券事務所に相談。

(1) 施設入所中の未成年者

①施設長からの事情説明書、②施設長が署名した申請書により対応。

(2) 里親又はファミリーホーム事業者（里親等）に委託中の未成年者

①里親等からの事情説明書、②里親決定通知書等の公的資料、③里親等が署名した申請書により対応。

(3) 一時保護中の未成年者

渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には、①児童相談所長からの事情説明書、②学校長等からの渡航の詳細に関する説明書、③児童相談所長が署名した申請書により対応。

(4) 事実上の監護者が監護している未成年者

後見人選任手続中にあつては、①後見人被選任予定者からの事情説明書、②家庭裁判所に対する後見人選任請求の証明書、③後見人被選任予定者が署名した申請書により対応。

その際、児童相談所長が選任請求している場合は、①児童相談所長からの事情説明書、②児童相談所長が署名した申請書による対応でも可。なお、渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には、①事実上の監護者からの事情説明書、②学校長等からの渡航の詳細に関する説明書、③事実上の監護者が署名した申請書により対応可。

(5) 18歳以上の未成年者（自立又は事実上の監護者が監護）

渡航目的が職場旅行又は大学等教育機関による旅行の場合には、①職場旅行であれば職場の人事担当者、大学等教育機関による旅行であれば教官等からの事情説明書、②事実上の監護者が署名した申請書（署名が得られない場合には空欄でも可）により対応。

4. 親権者がいる場合

原則として、親権者の署名を得て申請。ただし、親権者が適切に子の監護・教育を行わず、親権者の署名が得られない場合は旅券事務所に相談。以下のように親権者の署名なしで対応可能な場合あり。

(1) 施設入所中の未成年者

施設長から、児童福祉法第47条第3項に基づく施設長の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(1)と同じ。

(2) 里親等に委託中の未成年者

里親等から児童福祉法第47条第3項に基づく里親等の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(2)と同じ。

(3) 一時保護中の未成年者

児童相談所長から児童福祉法第33条の2第2項に基づく児童相談所長の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(3)と同じ。

(4) 事実上の監護者が監護している未成年者

渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には個別の事案ごとに対応可否を判断。

(5) 18歳以上の未成年者（自立又は事実上の監護者が監護）

渡航目的が職場旅行又は大学等教育機関による旅行の場合には、個別の事案ごとに対応可否を判断。

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(2)-① 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長/障障発第 0331009 号厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知) <被措置児童等虐待の定義に係る記載部分の抜粋>

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

(中略)

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・ 同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・ 被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど
- ・ 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返す
- ・ 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・ 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- ・ 他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする

などの行為を指します。

資料3-(2)-② 被措置児童等虐待に関する通告・届出者別の件数（平成26年度から30年度）

年度	届出・通告者										合計
	児童本人	本人以外の被措置児童等	家族・親戚	施設職員等	学校・保育所等	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明（匿名を含む）	
平成26年度	44人 (19.4%)	9人 (4.0%)	18人 (7.9%)	106人 (46.7%)	4人 (1.8%)	3人 (1.3%)	9人 (4.0%)	3人 (1.3%)	23人 (10.1%)	8人 (3.5%)	227人 (100%)
27年度	59人 (24.6%)	7人 (2.9%)	33人 (13.8%)	99人 (41.3%)	9人 (3.8%)	3人 (1.3%)	2人 (0.8%)	4人 (1.7%)	11人 (4.6%)	13人 (5.4%)	240人 (100%)
28年度	71人 (26.6%)	18人 (6.7%)	29人 (10.9%)	106人 (39.7%)	3人 (1.1%)	0人 (0.0%)	5人 (1.9%)	4人 (1.5%)	19人 (7.1%)	12人 (4.5%)	267人 (100%)
29年度	90人 (30.8%)	18人 (6.2%)	28人 (9.6%)	112人 (38.4%)	7人 (2.4%)	0人 (0.0%)	6人 (2.1%)	4人 (1.4%)	21人 (7.2%)	6人 (2.1%)	292人 (100%)
30年度	94人 (34.7%)	4人 (1.5%)	22人 (8.1%)	92人 (33.9%)	14人 (5.2%)	3人 (1.1%)	6人 (2.2%)	3人 (1.1%)	23人 (8.5%)	10人 (3.7%)	271人 (100%)
計	358人 (27.6%)	56人 (4.3%)	130人 (10.0%)	515人 (39.7%)	37人 (2.9%)	9人 (0.7%)	28人 (2.2%)	18人 (1.4%)	97人 (7.5%)	49人 (3.8%)	1,297人 (100%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 括弧書きの数値は、合計に占める通告・届出者別の割合を示す。

3 1件の事例について、複数の者から通告・届出があった事例があるため、合計数は通告・届出件数と一致しない。

4 表中の割合は、少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないものがある。

資料 3-(2)-③ 被措置児童等虐待に関する通告・届出先別の件数（平成 26 年度から 30 年度）

年 度	通告・届出先					合 計
	児童相談所	都道府県市の 担当部署	都道府県児童 福祉審議会	都道府県市の 福祉事務所	市町村	
平成 26 年度	130 件 (59.1%)	83 件 (37.7%)	0 件 (0.0%)	1 件 (0.5%)	6 件 (2.7%)	220 件 (100%)
27 年度	126 件 (54.1%)	94 件 (40.3%)	2 件 (0.9%)	1 件 (0.4%)	10 件 (4.3%)	233 件 (100%)
28 年度	124 件 (48.6%)	123 件 (48.2%)	0 件 (0.0%)	1 件 (0.4%)	7 件 (2.7%)	255 件 (100%)
29 年度	147 件 (53.1%)	125 件 (45.1%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	5 件 (1.8%)	277 件 (100%)
30 年度	152 件 (61.8%)	81 件 (32.9%)	2 件 (0.8%)	1 件 (0.4%)	10 件 (4.1%)	246 件 (100%)
計	679 件 (55.2%)	506 件 (41.1%)	4 件 (0.3%)	4 件 (0.3%)	38 件 (3.1%)	1,231 件 (100%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 括弧書きの数値は、合計に占める通告・届出先別の割合を示す。

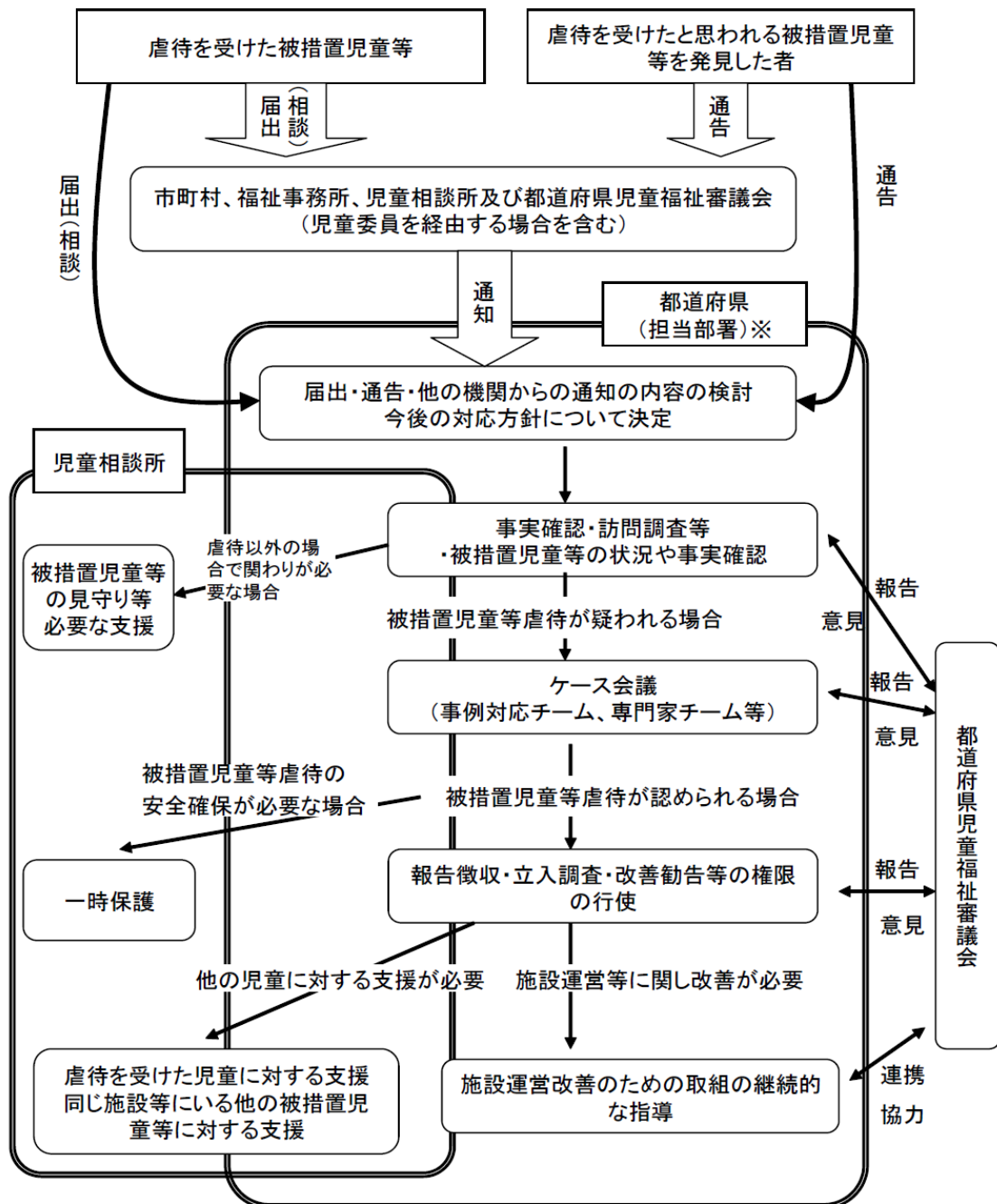
3 表中の割合は、少数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

資料 3-(2)-④ 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」 <被措置児童等虐待対応の流れに係る記載部分の抜粋>

3 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下 4. ～ 9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

資料3-(2)-⑤ 被措置児童等虐待通告・届出に係る事実確認件数（平成30年度・都道府県等別）

団体名	事実確認件数	うち虐待事例数	団体名	事実確認件数	うち虐待事例数	団体名	事実確認件数	うち虐待事例数
北海道	9件	2件	三重県	4件	0件	沖縄県	1件	1件
青森県	3件	0件	滋賀県	2件	2件	札幌市	3件	0件
岩手県	0件	0件	京都府	1件	0件	仙台市	2件	1件
宮城県	0件	0件	大阪府	22件	5件	さいたま市	5件	1件
秋田県	0件	0件	兵庫県	5件	3件	千葉市	1件	0件
山形県	1件	1件	奈良県	6件	3件	横浜市	8件	3件
福島県	0件	0件	和歌山県	10件	4件	川崎市	2件	0件
茨城県	1件	1件	鳥取県	2件	0件	相模原市	2件	0件
栃木県	6件	2件	島根県	10件	0件	新潟市	0件	0件
群馬県	1件	1件	岡山県	1件	1件	静岡市	0件	0件
埼玉県	2件	1件	広島県	4件	0件	浜松市	1件	0件
千葉県	10件	3件	山口県	4件	1件	名古屋市	1件	1件
東京都	29件	10件	徳島県	0件	0件	京都市	2件	1件
神奈川県	6件	2件	香川県	0件	0件	大阪市	19件	3件
新潟県	2件	0件	愛媛県	2件	0件	堺市	3件	1件
富山県	0件	0件	高知県	14件	5件	神戸市	0件	0件
石川県	0件	0件	福岡県	3件	1件	岡山市	4件	2件
福井県	0件	0件	佐賀県	6件	1件	広島市	0件	0件
山梨県	0件	0件	長崎県	4件	1件	北九州市	2件	2件
長野県	5件	2件	熊本県	4件	2件	福岡市	6件	2件
岐阜県	5件	3件	大分県	1件	1件	熊本市	8件	6件
静岡県	11件	3件	宮崎県	2件	2件	横須賀市	0件	0件
愛知県	7件	4件	鹿児島県	4件	3件	金沢市	1件	1件
						計	280件	95件

(注) 平成30年度に確認等を行った事例の件数（平成29年度以前の届出・通告事例を含む）であり、厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 3-(2)-⑥ 「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(平成 18 年 10 月 6 日付け
雇児総発第 1006001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) <指導監査
に係る記載部分の抜粋>

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、これまで、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」(平成 11 年 10 月 22 日児家第 60 号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

また、平成 16 年 12 月には、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「最低基準」という。)を改正し、児童福祉施設の職員による入所児童に対する虐待等の禁止について明記したところである(平成 17 年 1 月 1 日施行)。

しかしながら、先般、埼玉県、大分県及び鹿児島県において、児童養護施設の職員が入所児童に対し性的虐待等の行為を行っていたことが明らかとなった。このことは、子どもの心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであるばかりでなく、児童福祉施設に対する社会の信頼を揺るがしかねない大きな問題であり、極めて遺憾である。

今後、児童福祉施設において、このような施設内虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、貴管内の児童福祉施設に対し、適切な指導等を行うとともに、都道府県等として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

(中略)

3 各児童福祉施設との連携体制の確保及び強化

都道府県等と各児童福祉施設との連携体制を確保し、迅速かつ適切な対応を行うことにより、児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に努めること。

① 報告体制の強化

- ・ 各児童福祉施設において、施設内虐待や職員の不祥事等、重大な案件が発生した場合には、都道府県等への報告が速やかに行われるよう、当該報告体制の強化について指導すること。

② 児童福祉行政指導監査の実施

- ・ 都道府県等が児童福祉行政指導監査を実施する場合には、監査の実施方法や内容が形骸化することのないよう留意するとともに、その児童福祉施設において、子どもの意向、希望を尊重するよう配慮がなされているか等について把握し、施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期発見に努めること。

③ 都道府県等による改善勧告、指導等

- ・ 児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故に関し、都道府県等による改

善勧告、指導等が必要であると認められる場合には、子どもの安全確保や権利擁護等、子どもの最善の利益を十分に勘案の上、迅速かつ適切に対応すること。

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(2)-⑦ 「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」(令和 2 年 3 月 31 日付け子家発 0331 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知) <「子どもの権利ノート」の参考例に係る部分の抜粋>

はがきの様式

(参考例：施設又は里親家庭で生活している子ども向け)

※子どもアドボケイトとは、あなたの不満や願いをじっくり聞いて、児
福審に届けてくれる人だよ。子どもアドボケイトに相談しながら一緒に
不満や願いを児福審に伝えられるよ。(児童相談所や施設の人ではない
よ。)
※児福審はみんなでその解決に向けて話し合おうよ。

○希望する項目をチェック☑してください。

□不満や願いをはがきで伝えたい(下にできるだけわしく書いてく
ださい。書きたくないときは書かなくていいです。)

□子どもアドボケイトと話したい、相談したいので呼んでほしい。

・どこで会いたいですか? ()

○あなたの連絡先

・あなたのお名前 ()

・施設(または里親さん)の名前 ()

※さいごに青色の「プライバシー保護シール」を貼って送ってください。

(資料) 既存の自治体はがき例を参考に当社作成

資料 3-(2)-⑧ 都道府県児童福祉審議会への報告を省略できるとする都道府県等の内部規定< 該当部分の抜粋 >

<調査した都道府県等における「被措置児童等虐待防止に係る運用指針」(内規) >	
制度運用の基本的な考え方	備考(根拠条文等)
<p>24 ■■から社会福祉審議会への報告</p> <p>■■(担当課)は、被措置児童等虐待に関する通告・通知(相談)を受理し、状況把握及び事実確認、必要な措置(被措置児童等に対する支援、施設等への検証、施設等への指導等)を講じたときは、次の事項等を社会福祉審議会に報告しなければならない。</p> <p>① 通告・届出(相談)の対象となった施設等の情報(名称、所在地、施設種別等)</p> <p>② 被措置児童等虐待を受けていた児童の状況(性別、年齢、学年、心身の状況など)</p> <p>③ 被措置児童等虐待の状況(虐待の種別、内容、発生原因など)</p> <p>④ 虐待を行った施設職員等の情報(名前、性別、年齢、職種など)</p> <p>⑤ ■■の行った措置</p> <p>⑥ 当該施設等の改善等措置の状況</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>社会福祉審議会への報告は、一定の期間ごとに審議会を開催して行なうこととする。ただし、重大な事案が発生した場合及び審議会が開催を求めたときは、随時、審議会を開催し、報告を行なうこととする。</p> <p><u>なお、状況把握及び事実確認(第33条の14第1項)を行った結果、被措置児童等虐待の事実が認められなかったときは報告を省略するとともに、軽微な事案の場合は、審議会の開催を省略し、委員への文書による報告に代えることができる。</u></p>	<p>第33条の15 第2項</p> <p>都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置内容、当該被措置児童等の状況その他厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。</p>

(注) 1 下線は当省が付した。
2 都道府県等は「■■」とした。

資料 3-(2)-⑨ 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」 <都道府県児童福祉審議会への報告に係る記載部分の抜粋>

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項）

<報告事項>

- ① 通告・届出等がなされた施設等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ② 被措置児童等虐待を受けていた児童の状況（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③ 確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤ 都道府県において行った対応
- ⑥ 虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に 1 回程度定期的で開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

（注）下線は当省が付した。

資料 4-(1)-① 「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知） <措置延長に係る記載部分の抜粋>

第 4 章 援助

第 4 節 里親

5. 子どもの委託

(7) 措置延長

里親に委託された子どもが、18 歳に達しても里親に委託を継続する必要がある場合には、20 歳に達するまで、引き続き委託を継続することができる。特に、進学や就職をしたが生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には、積極的に委託期間の延長を行う。

（中略）

第 6 節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18 歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20 歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第 31

条)

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

(注) 下線は当省が付した。

**資料 4-(1)-② 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成 23 年 12 月 28 日付け雇
児発 1228 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜措置継続等に係る記
載部分の抜粋＞**

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要となっている。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。

このため、措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が重要であるとともに、自立生活能力がないまま措置解除することのないよう 18 歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施する必要があるので、次の事項に留意の上、御配意願いたい。

(中略)

1 措置延長の積極的活用について

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 31 条により、満 18 歳を超えて満 20 歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

2 中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続について

中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。

なお、措置解除しない場合、当該児童と他の児童とは生活形態が異なり、生活体験の差異も日々大きくなることが考えられるので、他の児童との関係において、その養育に関して施設長や里親等は十分配慮する必要があること。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(2)-① 社会的養護自立支援事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜事業概要に係る記載部分の抜粋＞

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。

ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」）とする。

（中略）

3 対象となる者

(1) 4の(1)から(4)の事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、4の(1)の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。

① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者（母子生活支援施設にあつては保護者を含む。）

② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。）

(2) 4の(5)及び(6)の事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあつては保護者を含む。）

② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者

③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者

4 事業内容

必須事業として、次の(1)及び(5)を行うこととし、(2)から(4)及び(6)の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(5)の事業を実施していない場合でも、(2)から(4)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

(中略)

(2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）や施設等において居住の場を提供すること。なお、自立援助ホームや施設等において居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給することとする。（自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。）また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

(中略)

(3) 生活費の支給

ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合に生活費を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労

している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

(中略)

(4) 学習費等の支給

ア (2) 又は (3) による支援を受けている者に対して、次の (ア) から (ク) に定める費用を支給することとする。

(ア) 特別育成費 (基本分)

高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。

(イ) 特別育成費 (資格取得等特別加算)

高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に 1 回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

(ウ) 特別育成費 (補習費)

高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。

(エ) 特別育成費 (補習費特別分)

(ウ) の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。

(オ) 就職支度費 (一般分)

就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。

また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。

(カ) 就職支度費 (特別基準分)

(オ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(オ) に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付 (児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) 第 3 条第 2 項の公的年金給付という。) の受給者である場合には対象とならないので留意する

こと。

- i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者
- ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）

大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。

(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）

(キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

- i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者
- ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

（中略）

(5) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応

じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4 (5) 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

(6) 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(2)-② 児童養護施設に入所していた児童の高等学校等卒業による措置の解除及び社会的養護自立支援事業の利用状況

区 分	人 数
平成 30 年度末の高等学校等卒業児童数	1,752 人
うち措置を解除した児童数	1,419 人
うち社会的養護自立支援事業利用児童数	97 人(6.8%)

(注) 1 厚生労働省「社会的養護現況調査」に基づき、当省が作成した。
 2 括弧書きの数値は、平成 30 年度末の高等学校等卒業児童数のうち措置を解除した児童数に占める社会的養護自立支援事業を利用した児童の割合を示す。

資料 4-(2)-③ 里親に委託されていた児童の高等学校等卒業による措置の解除及び社会的養護自立支援事業の利用状況

区 分	人 数
平成 30 年度末の高等学校等卒業児童数	375 人
うち措置を解除した児童数	208 人
うち社会的養護自立支援事業利用児童数	36 人(17.3%)

(注) 1 厚生労働省「社会的養護現況調査」に基づき、当省が作成した。
 2 括弧書きの数値は、平成 30 年度末の高等学校等卒業児童数のうち措置を解除した児童数に占める社会的養護自立支援事業を利用した児童の割合を示す。